

千葉県報

定例
令和7年8月29日

主要目次

告示

千葉県公営企業の業務状況の公表	一
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
国定公園の公園事業の変更	一
県営土地改良事業計画の決定	一
道路の供用開始（二件）	二
兼用工作物管理協定の締結	二
土砂災害警戒区域の指定（三件）	二
土砂災害特別警戒区域の指定（三件）	一五
千葉県収入証紙売りさばき場所の変更	二九
公告	
令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の設計製図の試験に係る試験場所の変更	三〇
特定調達公告	
入札公告（二件）	三〇
落札者等の公告（八件）	三五

告示

示

千葉県告示第四百四十九号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第一項の規定により、千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和七年八月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百五十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和七年八月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 匝瑳市松山字境谷一〇七番の一部（別図のとおり）
- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和七年八月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 匝瑳市松山字境谷九八番の一部、九八番地先、九九番の一部、九九番地先、一〇五番の一部、一〇五番地先、一〇六番の一部、一〇七番の一部及び一〇七番地先（別図のとおり）
- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、南房総国定公園に関する次の公園事業を変更した。

その関係図書は、千葉県環境生活部自然保護課において縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業の名称	事業の種類	事業の位置	変更年月日
館山園地	園地	館山市（館山集団施設地区）	令和七年八月二十九日

千葉県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年八月二十九日

山本一七	山荻一六	山荻一五	山荻一四	山荻一三	山荻一二	作名二〇	作名一九	作名一八	作名一七	作名一六	香七	香六	香五	香四	古茂口三〇	古茂口二九
館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
山本三四	山本三三	山本三二	山本三一	山本三〇	山本二九	山本二八	山本二七	山本二六	山本二五	山本二四	山本二三	山本二二	山本二一	山本二〇	山本一九	山本一八
館山市山本及び稲の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本及び古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本及び稲の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

出野尾一二	館山市出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出野尾一三	館山市出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出野尾一四	館山市出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出野尾一五	館山市出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出野尾一六	館山市出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出野尾一七	館山市出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
出野尾一八	館山市出野尾及び岡田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大賀四	館山市大賀及び笠名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸四	館山市大戸及び東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田一四	館山市西長田及び出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田一五	館山市西長田及び出野尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田一六	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田一七	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田一八	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田一九	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田二〇	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田二一	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

西長田二二	館山市西長田及び東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田二三	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田二四	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西長田二五	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網五	館山市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南条一五	館山市南条及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南条一六	館山市南条の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯沼四	館山市飯沼及び南条の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮城四	館山市宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東長田一九	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東長田二〇	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東長田二一	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東長田二二	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東長田二三	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東長田二四	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第四百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県知事 熊谷 俊人

金谷四〇	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四一	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四二	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四三	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四四	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四五	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四六	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四七	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四八	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷四九	富津市金谷及び安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五〇	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五一	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五二	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五三	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五四	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五五	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五六	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷五七	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

山中一六	山中一五	山中一四	山中一三	山中一二	山中一一	山中一〇	笹毛四〇	笹毛三九	笹毛三八	笹毛三七	笹毛三六	金谷六二	金谷六一	金谷六〇	金谷五九	金谷五八	
富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛及び鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛及び八幡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛及び湊の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

山中三七	山中二六	山中二五	山中二四	山中二三	山中二二	山中二一	山中二〇	山中一九	山中一八	山中一七
富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中及び豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小久保七四	富津市小久保及び中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七五	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七六	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七七	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七八	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保七九	富津市小久保及び亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保八〇	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小久保八一	富津市小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川一六	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川一七	富津市相川及び梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川一八	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川一九	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川二〇	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川二一	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川二二	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川二三	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川二四	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相川二五	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

相川二六	富津市相川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
相野谷二八	富津市相野谷及び上飯野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡二八	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡二九	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三〇	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三一	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三二	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三三	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三四	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三五	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三六	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三七	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三八	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡三九	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡四〇	富津市竹岡及び海良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竹岡四一	富津市竹岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三五	富津市鶴岡及び八幡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

鶴岡三六	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三七	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三八	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡三九	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡四〇	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡四一	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡四二	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鶴岡四三	富津市鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萩生二六	富津市萩生及び金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萩生二七	富津市萩生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八幡九	富津市八幡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八幡一〇	富津市八幡及び鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八幡一一	富津市八幡及び亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八幡一二	富津市八幡及び笹毛の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八幡一三	富津市八幡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡二五	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡二六	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡二七	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

豊岡二八	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡二九	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三〇	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三一	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三二	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三三	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三四	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三五	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三六	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三七	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三八	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡三九	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡四〇	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡四一	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡四二	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡四三	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊岡四四	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

湊一九	湊一八	湊一七	湊一六	豊岡五八	豊岡五七	豊岡五六	豊岡五五	豊岡五四	豊岡五三	豊岡五二	豊岡五一	豊岡五〇	豊岡四九	豊岡四八	豊岡四七	豊岡四六	豊岡四五
富津市湊及び笹毛の区域のうち、次	示す区域 富津市湊の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市湊の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市湊の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に	に示す区域 富津市豊岡の区域のうち、次の図面に
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
関一一	関一〇	関九	花輪四	花香谷一一	花香谷一〇	梨沢二二	梨沢二一	梨沢二〇	梨沢一九	梨沢一八	梨沢一七	梨沢一六	梨沢一五	梨沢一四	梨沢一三	梨沢一二	
示す区域 富津市関の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市関及び豊岡の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市関、御代原及び豊岡の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市花輪の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市花香谷の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市花香谷の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	示す区域 富津市梨沢の区域のうち、次の図面に	の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

岩坂一三	富津市岩坂、加藤及び数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御代原一	富津市御代原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒一五	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒一六	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒一七	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒一八	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒一九	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二〇	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二一	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二二	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二三	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二四	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二五	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二六	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二七	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
志駒二八	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田原九	富津市田原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
不入斗一七	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

不入斗一八	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宝竜寺二一	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
元名九	安房郡鋸南町元名及び富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百五十九号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
令和七年八月二十九日

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栗又二〇	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栗又二一	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栗又二二	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栗又二三	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栗又二四	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栗又二五	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
押沼六	夷隅郡大多喜町押沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一八	夷隅郡大多喜町横山及び小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一九	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

第 1 4 0 7 1 号										千 葉 県 報										令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）																																	
横山二〇	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二一	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二二	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二三	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二四	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二五	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二六	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	横山二七	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	葛藤一二	夷隅郡大多喜町葛藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	葛藤一三	夷隅郡大多喜町葛藤及び小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	葛藤一四	夷隅郡大多喜町葛藤及び市原市戸面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	葛藤一五	夷隅郡大多喜町葛藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	黒原一	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	黒原二	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	黒原三	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	黒原四	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	三又一	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	三又二	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三又三	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	三又四	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	三又五	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	三又六	夷隅郡大多喜町三又及び久我原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小沢又五	夷隅郡大多喜町小沢又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小沢又六	夷隅郡大多喜町小沢又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小田代二〇	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小田代二一	夷隅郡大多喜町小田代及び葛藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小田代二二	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小田代二三	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小田代二四	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	小田代二五	夷隅郡大多喜町小田代、大田代及び面白の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	川畑一	夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	川畑二	夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	川畑三	夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	大田代五	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	大田代六	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊			

大田代七	ち、次の図面に示す区域 夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大田代八	ち、次の図面に示す区域 夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大田代九	ち、次の図面に示す区域 夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大田代一〇	ち、次の図面に示す区域 夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筒森六	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筒森七	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筒森八	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
筒森九	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢一五	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢一六	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢一七	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢一八	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢一九	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二〇	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二一	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二二	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二三	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

平沢二四	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二五	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二六	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二七	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二八	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢二九	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三〇	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三一	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三二	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三三	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三四	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三五	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三六	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平沢三七	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
面白六	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
面白七	夷隅郡大多喜町面白及び大田代の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
面白八	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
面白九	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第四百六十号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和七年八月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人				（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）		会所九	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡大多喜町会所の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		板谷一六	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡大多喜町板谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
原因となる自然現象の種類				土砂災害の発生防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項		板谷一七	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡大多喜町板谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		小内二	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡大多喜町小内の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		堀切一五	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡大多喜町堀切の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		堀切一六	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡大多喜町堀切の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上布施五一	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上布施五二	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上布施五三	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上布施五四	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上布施五五	次 の 図 面 に 示 す 区 域	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		安布里八	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市安布里の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		塩見三	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市塩見及び香の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		塩見四	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市塩見の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田三	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田及び藤原の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田四	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田五	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田六	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田七	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田八	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		岡田九	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		笠名一	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市笠名の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		笠名二	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市笠名の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上真倉一七	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市上真倉の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上真倉一八	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市上真倉の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上真倉一九	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市上真倉及び下真倉の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称				指定の区域		上真倉二〇	次 の 図 面 に 示 す 区 域	館山市上真倉、沼及び館山の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

第 1 4 0 7 1 号				千 葉 県				報				令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）			
古茂口二八	古茂口二七	古茂口二六	古茂口二五	沼一二	沼一一	沼一〇	沼九	沼八	沼七	館山六	館山五	館山四	上真倉二四	上真倉二三	上真倉二二
館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市沼及び宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市沼及び宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市沼の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市沼及び宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市沼及び宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市沼及び宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市館山の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市館山及び上真倉の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市館山の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市上真倉の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市上真倉及び洲宮の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市上真倉の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
山本一七	山荻一六	山荻一五	山荻一四	山荻一三	山荻一二	作名二〇	作名一九	作名一八	作名一七	作名一六	香七	香六	香五	香四	古茂口三〇
館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山荻の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市香の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

山本一八	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本一九	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二〇	館山市山本及び稲の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二一	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二二	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二三	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二四	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二五	館山市山本及び古茂口の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二六	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二七	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二八	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本二九	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本三〇	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本三一	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本三二	館山市山本の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本三四	館山市山本及び稲の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
出野尾一二	館山市出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

出野尾一三	館山市出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
出野尾一四	館山市出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
出野尾一五	館山市出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
出野尾一六	館山市出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
出野尾一七	館山市出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
出野尾一八	館山市出野尾及び岡田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大賀四	館山市大賀及び笠名の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸四	館山市大戸及び東長田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田一四	館山市西長田及び出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田一五	館山市西長田及び出野尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田一六	館山市西長田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田一七	館山市西長田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田一八	館山市西長田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田一九	館山市西長田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田二〇	館山市西長田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

西長田二一	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田二二	館山市西長田及び東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田二三	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田二四	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田二五	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大綱五	館山市大綱の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南条一五	館山市南条及び大綱の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南条一六	館山市南条の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯沼四	館山市飯沼及び南条の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宮城四	館山市宮城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田一九	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田二〇	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田二一	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田二二	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田二三	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田二四	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年八月二十九日

千葉県知事

熊谷俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
海良一二	富津市海良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
海良一三	富津市海良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
海良一四	富津市海良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一二	富津市岩本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一三	富津市岩本及び志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一四	富津市岩本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一五	富津市岩本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一六	富津市岩本及び豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩本一七	富津市岩本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
亀沢五三	富津市亀沢及び小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

金谷五一	金谷五〇	金谷四九	金谷四八	金谷四七	金谷四六	金谷四五	金谷四四	金谷四三	金谷四二	金谷四一	金谷四〇	金谷三九	金谷三八	亀田二六	亀田二五	亀沢五四
富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷及び安房郡鋸南町元名の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市亀田、佐貫及び小久保の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市亀田の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市亀沢の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
山中一〇	笹毛四〇	笹毛三九	笹毛三八	笹毛三七	笹毛三六	金谷六二	金谷六一	金谷六〇	金谷五九	金谷五八	金谷五七	金谷五六	金谷五五	金谷五四	金谷五二	
富津市山中の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛及び鶴岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛及び八幡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛及び湊の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市笹毛の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

相川一九	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二〇	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二一	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二二	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二三	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二四	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二五	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相川二六	富津市相川の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
相野谷二八	富津市相野谷及び上飯野の 区域のうち、次の図面に示 す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡二八	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡二九	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三〇	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三一	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三二	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三三	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三四	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三五	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

竹岡三六	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三七	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三八	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡三九	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡四〇	富津市竹岡及び海良の区域 のうち、次の図面に示す区 域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竹岡四一	富津市竹岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡三五	富津市鶴岡及び八幡の区域 のうち、次の図面に示す区 域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡三六	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡三七	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡三八	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡三九	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡四〇	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡四一	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡四二	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鶴岡四三	富津市鶴岡の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
萩生二六	富津市萩生及び金谷の区域 のうち、次の図面に示す区 域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

梨沢一八	梨沢一七	梨沢一六	梨沢一五	梨沢一四	梨沢一三	梨沢一二	湊一九	湊一八	湊一七	湊一六	豊岡五八	豊岡五七	豊岡五六	豊岡五五	豊岡五四	豊岡五三	
次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市湊及び笹毛の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	
志駒一九	志駒一八	志駒一七	志駒一六	志駒一五	御代原一	岩坂一三	関一一	関一〇	関九	花輪四	花香谷一一	花香谷一〇	梨沢二二	梨沢二一	梨沢二〇	梨沢一九	
富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市御代原の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市岩坂、加藤及び数馬の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関及び豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市関、御代原及び豊岡の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市花輪の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市花香谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市花香谷の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富津市梨沢の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

第14071号												千葉県		報		令和7年8月29日（金曜日）																																								
志駒二〇	次の図面に示す区域	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二一	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二二	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二三	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二四	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二五	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二六	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二七	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	志駒二八	富津市志駒の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	田原九	富津市田原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	不入斗一七	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	不入斗一八	富津市不入斗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	宝竜寺二一	富津市宝竜寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	元名九	安房郡鋸南町元名及び富津市金谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）																																																								
千葉県告示第四百六十二号																																																								
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第																																																								

五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和七年八月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人				区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
栗又二〇	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
栗又一二	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
栗又二二	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
栗又二三	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
栗又二四	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
栗又二五	夷隅郡大多喜町栗又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
押沼六	夷隅郡大多喜町押沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
横山一八	夷隅郡大多喜町横山及び小土呂の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
横山一九	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				

葛藤一五	葛藤一四	葛藤一三	葛藤一二	横山二七	横山二六	横山二五	横山二四	横山二三	横山二二	横山二一	横山二〇
夷隅郡大多喜町葛藤の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町葛藤及び市原市戸面の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町葛藤及び小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町葛藤の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町横山の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
小田代二〇	小沢又六	小沢又五	三又六	三又五	三又四	三又三	三又二	三又一	黒原四	黒原三	黒原二
夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町小沢又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町小沢又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町三又及び久我原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町三又の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町黒原の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

小田代二一	夷隅郡大多喜町小田代及び葛藤の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小田代二二	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小田代二三	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小田代二四	夷隅郡大多喜町小田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小田代二五	夷隅郡大多喜町小田代、大田代及び面白の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
川畑一	夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
川畑二	夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
川畑三	夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大田代五	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大田代六	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大田代七	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大田代八	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大田代九	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大田代一〇	夷隅郡大多喜町大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
筒森六	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
筒森七	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
筒森八	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
筒森九	夷隅郡大多喜町筒森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢一五	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢一六	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢一七	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢一八	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢一九	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二〇	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

平沢二二	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二二	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二三	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二四	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二五	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二六	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二七	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二八	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢二九	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三〇	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三一	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三二	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

平沢三三	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三四	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三五	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三六	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平沢三七	夷隅郡大多喜町平沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
面白六	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
面白七	夷隅郡大多喜町面白及び大田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
面白八	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
面白九	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
面白一〇	夷隅郡大多喜町面白の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊保田五	夷隅郡大多喜町伊保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊保田六	夷隅郡大多喜町伊保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

伊保田七	夷隅郡大多喜町伊保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇筒原三	夷隅郡大多喜町宇筒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇筒原四	夷隅郡大多喜町宇筒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宇筒原五	夷隅郡大多喜町宇筒原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木三	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木四	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木五	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木六	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木七	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木八	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弓木九	夷隅郡大多喜町弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三条二	夷隅郡大多喜町三条の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

三条三	夷隅郡大多喜町三条の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市川一	夷隅郡大多喜町市川及び中野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市川二	夷隅郡大多喜町市川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中野三	夷隅郡大多喜町中野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中野四	夷隅郡大多喜町中野、堀切及び市川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
沢山一	夷隅郡大多喜町沢山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弥喜用七	夷隅郡大多喜町弥喜用の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笛倉五	夷隅郡大多喜町笛倉及び押沼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笛倉六	夷隅郡大多喜町笛倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代三	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代四	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代五	夷隅郡大多喜町田代及び弓木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

田代六	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代七	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代八	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代九	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田代一〇	夷隅郡大多喜町田代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
会所七	夷隅郡大多喜町会所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
会所八	夷隅郡大多喜町会所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
会所九	夷隅郡大多喜町会所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
板谷一六	夷隅郡大多喜町板谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
板谷一七	夷隅郡大多喜町板谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小内二	夷隅郡大多喜町小内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀切一五	夷隅郡大多喜町堀切の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

公	堀切一六	夷隅郡大多喜町堀切の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	上布施五一	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
告	上布施五二	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	上布施五三	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	上布施五四	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	上布施五五	夷隅郡御宿町上布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百六十三号

千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第六条の二第四項において準用する同条第二項の規定により、変更に係る千葉県収入証紙売りさばき場所を次のとおり指定した。

令和七年八月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	売りさばきの変更場所	指定年月日
公益社団法人千葉県食品衛生協会	千葉市中央区長洲一丁目二四番一号 エスカイヤ本千葉第一ビル三〇三号	銚子市台町二、一八六番地二 銚子市清川町一丁目六番地の二	令和七年六月三十日

令和7年8月29日（金曜日） 報 県 千 葉 第14071号	
令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の設計製図の試験に係る試験場所の変更 令和7年3月4日付け千葉県公告（令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）で公告した二級建築士試験及び木造建築士試験の設計製図の試験に係る試験場所について、次のとおり変更する。 令和7年8月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 変更前の試験場所 1 二級建築士試験 習志野市泉町一丁目二番一号 日本大学生産工学部津田沼キャンパス 2 木造建築士試験 習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス 二 変更後の試験場所 1 二級建築士試験 習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス 2 木造建築士試験 千葉市稲毛区轟町三丁目五九番五号 千葉経済大学	
特 定 調 達 公 告	
〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。〕 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年8月29日 千葉県知事 熊谷 俊人 1 入札に付する事項 （1）購入等件名及び数量 印旛沼流域下水道花見川終末処理場外維持管理包括委託一式 （2）調達案件の仕様等 入札説明書による。 （3）履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで （4）履行場所 入札説明書による。 （5）入札方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等（入札書及び技術提案書を含む。以下同じ。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価	
格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 （6）予定価格 落札者決定後、公表する。 2 入札に参加する者に必要な資格 （1）入札に参加する者の構成等 入札参加者は、単独企業、共同企業体又は複数の企業で構成するグループ（落札した場合に、特別目的会社を株式会社として設立するものに限る。以下「グループ」という。）とする。 ア 単独企業の要件 （ア）下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。 （イ）施設処理能力（日最大）が100,000m ³ /日以上の上の終末処理場において、過去15年間（平成22年度から令和6年度まで）に3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体から受託した終末処理場の水処理施設及び汚泥脱水処理施設に係る運転管理業務の履行実績を有すること（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）。 （ウ）下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有し、かつ、過去15年間（平成22年度から令和6年度まで）に3年以上継続して（イ）の運転管理業務に従事した実績を有する技術者を専任で配置することができること。 （エ）次に掲げる資格を有する者を各1名以上配置することができること。 a エネルギー管理講習の修了者又はエネルギー管理士 b 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者 c 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了者 d 第一種電気工事士 e 甲種危険物取扱者又は乙種第四類危険物取扱者 f 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項各号のいずれかに掲げる者 g 陸棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからリまでのいずれかに掲げる者 イ 共同企業体の要件 （ア）共同企業体は、ア（ウ）及び（エ）の要件を満たしていること。なお、ア（ウ）の要件については、代表者に所属する技術者を配置すること。 （イ）共同企業体の構成員数は、5社以内とすること。 （ウ）共同企業体の代表者は、ア（ア）及び（イ）の要件を満たしているものであること。	

(エ) 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

(オ) 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上、構成員の数が4社である場合は15パーセント以上、構成員の数が5社である場合は12パーセント以上であること。

(カ) 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

(ア) グループの構成企業の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

(イ) グループは、ア (ウ) 及び (エ) の要件を満たしていること。なお、ア (ウ) の要件については、代表企業に所属する技術者を配置すること。

(ウ) グルーナの構成企業で、水処理施設、汚泥処理施設及びボンプ場施設の運転操作、監視及び保守点検に関する業務を実施するものうち最大の出資をする者は、ア(ア)及び(イ)の要件を満たしているものであること。

(エ) グループの構成企業は、特別目的会社に対して出資するものとし、その議決権が全体の50パーセントを超えていること。なお、代表企業は、出資者の中で最大の出資を行うこと。

(2) 単独企業、共同企業体の構成員及びグループの構成企業の共通の参加資格要件
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

ウ この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

エ この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和５７年１２月１日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

才 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
カ この委託の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者については、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行わ

れている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

ケ この公告に示した委託契約に係る他の入札参加者（共同企業体の構成員及びグループの構成企業を含む。）となることはできないものであること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒261-0012 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 千葉県印旛沼下水道事務
所総務用地課 電話043(279)1231

(2) 入札説明書の交付期間 令和7年8月29日から9月17日まで（千葉県の休日に
関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休
日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 技術提案書の提出期間 令和7年10月21日から23日までの午前9時から正午

(4) 入札書の提出期限 令和7年11月12日午後1時30分

(5) 開札の日時及び場所 令和7年11月12日午後2時 千葉県印旛沼下水道事務所
4階入札室

4 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県印旛沼下水道事

務所長が判断した入札者であつて、総合評価の方法によつて得られた総合評価点の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

5 落札者の決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点
入札書	入札価格に関する事項	100点
技術提案書	実施方針及び体制の提案	25点
	運転管理業務提案	20点
	保守管理業務提案	45点
	その他の提案	30点
		120点

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価（評価点）は、配点に最低入札価格を乗じ、当該入札書に記載された金額で除した点数とする（小数第2位を四捨五入）。

技術評価委員会の各出席委員の技術評価（技術点）は、当該評価を行う委員の評価の平均値とする。

（日曜金）令和7年8月29日	
千葉県	点（各審査項目についての詳細審査項目ごとに各配点内において出席委員が評価した点数を合計した点数をいう。）の合計を出席委員数で除した点数とする（小数第2位を四捨五入）。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。
	ウ 総合評価点は、価格点と技術点とを合計した点数とする。
	6 低入札価格調査制度及び調査基準価格
	（1）この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
	（2）調査基準価格は、入札説明書による。
千	7 低入札価格調査
	（1）最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落れ者を決定する。入札者には当該決定内容を通知する。
	（2）最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
	（3）調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
	（4）低価格入札者は、低入札価格調査の実施者（以下「実施者」という。）から指示があった日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならないが、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。
第14071号	（5）落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
	（6）低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。
	8 その他
	（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
	（2）入札保証金及び契約保証金
第167条の10の2に	ア 入札保証金 免除
	イ 契約保証金 入札説明書による。
	（3）入札者に要求される事項 入札者は、開札の日の前日までの間において、千葉県印旛沼下水道事務所長から技術提案書又は（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
	（4）入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
	ア 提出期間 令和7年9月12日から17日まで（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
熊谷俊人	イ 提出場所等 3（1）に示す場所に持参すること。
	（5）入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
	（6）契約書の作成の要否 要
	（7）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
	（8）その他 詳細は、入札説明書による。
第167条の10の2に	9 Summary
	（1）Nature and quantity of the services to be required: Comprehensive maintenance and service at Inbanuma Regional Sewerage System Hanamigawa Treatment Plant (1set)
	（2）Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P. M., 17 September, 2025
	（3）Time limit for the submission of the technical proposal: 5:00 P. M., 23 October, 2025
	（4）Time limit for tender: 1:30 P. M., 12 November, 2025
入札公告	（5）Contact point for the notice: Inbanuma Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 8-24-1 Isobe, Mihama-ku, Chiba Prefecture, 261-0012 Japan TEL 043-279-1231
	次のとおり一般競争入札に付する。
	令和7年8月29日
	1 入札に付する事項
	（1）購入等件名及び数量 印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場外維持管理包括委託一式
千葉県知事 熊谷俊人	（2）調達案件の仕様等 入札説明書による。
	（3）履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
	（4）履行場所 入札説明書による。
	（5）入札方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に

第 1 4 0 7 1 号	
第 2 号	
第 3 号	
第 4 号	
令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）	

規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等（入札書及び技術提案書という。以下同じ。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者の構成等 入札参加者は、単独企業、共同企業体又は複数の企業で構成するグループ（落札した場合に、特別目的会社を株式会社として設立するものに限る。以下「グループ」という。）とする。

ア 単独企業の要件

(ア) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

(イ) 施設処理能力（日最大）が100,000㎥/日以上の上の終末処理場において、過去15年間（平成22年度から令和6年度まで）に3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体から受託した終末処理場の水処理施設及び汚泥脱水処理施設に係る運転管理業務の履行実績を有すること（共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）。

(ウ) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有し、かつ、過去15年間（平成22年度から令和6年度まで）に3年以上継続して（イ）の運転管理業務に従事した実績を有する技術者を専任で配置することができること。

(エ) 次に掲げる資格を有する者を各1名以上配置することができること。

a エネルギー管理講習の修了者又はエネルギー管理士

b 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者

c 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了者

d 第一種電気工事士

e 甲種危険物取扱者又は乙種第四類危険物取扱者

f 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項各号のいずれかに掲げる者

g 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからリまでのいずれかに掲げる者

イ 共同企業体の要件

(ア) 共同企業体は、ア（ウ）及び（エ）の要件を満たしていること。なお、ア

(ウ) の要件については、代表者に所属する技術者を配置すること。

(イ) 共同企業体の構成員数は、5社以内とすること。

(ウ) 共同企業体の代表者は、ア（ア）及び（イ）の要件を満たしているものであること。

(エ) 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

(オ) 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上、構成員の数が4社である場合は15パーセント以上、構成員の数が5社である場合は12パーセント以上であること。

(カ) 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ グループの要件

(ア) グループの構成企業の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

(イ) グループは、ア（ウ）及び（エ）の要件を満たしていること。なお、ア（ウ）の要件については、代表企業に所属する技術者を配置すること。

(ウ) グループの構成企業で、水処理施設、汚泥処理施設及びポンプ場施設の運転操作、監視及び保守点検に関する業務を実施するもののうち最大の出資をする者は、ア（ア）及び（イ）の要件を満たしているものであること。

(エ) グループの構成企業は、特別目的会社に対して出資するものとし、その議決権が全体の50パーセントを超えていること。なお、代表企業は、出資者の中で最大の出資を行うこと。

(2) 単独企業、共同企業体の構成員及びグループの構成企業の共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

ウ この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

エ この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

カ この委託の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

（金曜日）令和7年8月29日

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。 ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。 ケ この公告に示した委託契約に係る他の入札参加者（共同企業体の構成員及びグループの構成企業を含む。）となることはできないものであること。 3 入札書等の提出場所等 （1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒261-0012 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 千葉県印旛沼下水道事務所総務用地課 電話043（279）1231 （2）入札説明書の交付期間 令和7年8月29日から9月17日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで （3）技術提案書の提出期間 令和7年10月21日から23日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで （4）入札書の提出期限 令和7年11月12日午後1時30分 （5）開札の日時及び場所 令和7年11月12日午後3時 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室 4 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県印旛沼下水道事務所長が判断した入札者であつて、総合評価の方法によって得られた総合評価点の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容及に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者としてすることがある。 5 落札者の決定基準 （1）審査項目及び配点 <table><tr><th>区分</th><th>審査項目</th><th colspan="2">配点</th></tr><tr><td rowspan="4">入札書</td><td>入札価格に関する事項</td><td colspan="2">100点</td></tr><tr><td>実施方針及び体制の提案</td><td>25点</td><td rowspan="3">120点</td></tr><tr><td>運転管理業務提案</td><td>20点</td></tr><tr><td>保守管理業務提案</td><td>45点</td></tr><tr><td colspan="2">技術提案書</td><td>その他の提案</td><td>30点</td></tr></table>	区分	審査項目	配点		入札書	入札価格に関する事項	100点		実施方針及び体制の提案	25点	120点	運転管理業務提案	20点	保守管理業務提案	45点	技術提案書		その他の提案	30点	（2）審査項目の評価方法 ア 入札書の評価（価格点）は、配点に最低入札価格を乗じ、当該入札書に記載された金額で除した点数とする（小数第2位を四捨五入）。 イ 技術提案書の評価（技術点）は、当該評価を行う委員会の各出席委員の技術評価点（各審査項目についての詳細審査項目ごとに各配点内において出席委員が評価した点数を合計した点数をいう。）の合計を出席委員数で除した点数とする（小数第2位を四捨五入）。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。 ウ 総合評価点は、価格点と技術点とを合計した点数とする。 6 低入札価格調査制度及び調査基準価格 （1）この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。 （2）調査基準価格は、入札説明書による。 7 低入札価格調査 （1）最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者には当該決定内容を知照する。 （2）最高評価値者であつても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。 （3）調査基準価格を下回る価格をもつて入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもつて入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。 （4）低価格入札者は、低入札価格調査の実施者（以下「実施者」という。）から指示があつた日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならない者、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。 （5）落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。 （6）低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。 8 その他 （1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 （2）入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 入札説明書による。 （3）入札者に要求される事項 入札者は、開札の日の前日までの間において、千葉県印旛沼下水道事務所長から技術提案書又は（4）により提出した申請書等に関し説明を
区分	審査項目	配点																		
入札書	入札価格に関する事項	100点																		
	実施方針及び体制の提案	25点	120点																	
	運転管理業務提案	20点																		
	保守管理業務提案	45点																		
技術提案書		その他の提案	30点																	

第14071号

千

葉

県

第

令和7年8月29日（金曜日） 第14071号	
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年8月29日 千葉県立八千代特別支援学校長 平 井 綾 子 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立八千代特別支援学校スクールバス運行業務委託（その2） 一式 ②千葉県立八千代特別支援学校 八千代市緑が丘西五丁目24番地 ③令和7年6月25日 ④株式会社コスモスバス 船橋市小室町3，006番地 ⑤67，348，160円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日	所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立矢切特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立矢切特別支援学校 松戸市中矢切54番地 ③令和7年6月25日 ④あすか交通株式会社 千葉市美浜区幸町二丁目19番46号 ⑤63，327，000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年8月29日 千葉県立八千代特別支援学校長 平 井 綾 子 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立八千代特別支援学校スクールバス運行業務委託（その3） 一式 ②千葉県立八千代特別支援学校 八千代市緑が丘西五丁目24番地 ③令和7年6月25日 ④株式会社コスモスバス 船橋市小室町3，006番地 ⑤66，018，920円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日	落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年8月29日 千葉県立東葛の森特別支援学校長 鈴 木 英 樹 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立東葛の森特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立東葛の森特別支援学校 流山市名都借140番地の1 ③令和7年6月25日 ④宮園バス株式会社 千葉営業所 市川市柏井町一丁目1，593番地13 ⑤53，548，000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日
落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年8月29日 千葉県立矢切特別支援学校長 松 浦 雅 子 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び	落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和7年8月29日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 その1 ①千葉県警察捜査系ネットワークシステムサービス 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和7年6月6日 ④みずほリース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 ⑤118，186，200円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年4月22日

その2 ①書ききり型撮影媒体（SDメモ리카ード） 76,389枚 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和7年6月20日 ④株式会社ヤマダデンキ千葉本店営業所 千葉市若葉区貝塚町1,087番地1号 ⑤56,298,693円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月9日 その3 ①クロマトグラフ質量分析装置貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和7年7月11日 ④三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ⑤108,240,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年5月23日	
--	--

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 一九〇円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
○四三（二二三）二六五八